

## 平成27年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

### 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

### 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

### 公益事業

(イ) 日中一時支援事業

社会福祉法人ささの会が社会福祉事業を開始し、本年3月で10年が経過した。この間、障害福祉制度や社会背景が大きく変化していく中、今後も常に利用者のニーズを軸に据えて、利用者には選ばれるサービスの提供、地域に根ざした実践を継続していきたい。

しかし一方、世論の批判が高まった社会福祉法人は、国の方針において、そのあり方の見直しが始まった。報酬改定による実質的な収入減、若い世代の福祉離れによる深刻な人材不足なども相まって、社会福祉法人の経営は今後非常に厳しくなることが予想される。社会福祉法人の果たすべき役割を地域に向けた公益的な実践で示すとともに、将来を見据えた長期経営方針の策定が急務である。

平成27年度は法人が運営する事業所が8か所となり、法人事業所の様々な機能を組み合わせ合わせたサービス体系の整備が前進する。特に4月より開所する多機能型事業所ぽとふ館は、通所事業に加え、単独型短期入所事業所、指定特定相談事業所、居宅介護事業所を併設し、地域におけるサービスの隙間を減らし、障害支援の拠点づくりという大きな使命のもとにスタートする。また、医療的ケアや強度行動障害、知的・精神の重複障害など、サービスが不足しがちなニーズのある人たちへの支援をぽとふ館が担うとともに、高次脳機能障害や重い知的・身体障害の重複障害のある人たちの暮らしの場づくりを目指したグループホームの設立準備も進めていく。

これらを踏まえて、平成27年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとした。

### 【平成27年度法人重点事項】

- ① 権利擁護の徹底
- ② 法人事業所の有機的連携による地域に根ざしたサービス体系の整備
- ③ 岩槻区における地域システムの構築及び機関ネットワークづくり
- ④ 新しい時代における社会福祉法人の在り方、経営に関する研究

## 【平成 27 年度法人事業計画】

1. 理事会、評議員会の開催
  - (1) 年 3 回（5 月、8 月、3 月）の理事会・評議員会の開催
  - (2) 月 1 回の常任理事会の開催（毎月第三水曜日）
  - (3) 役員の変更（8 月）
2. 新しい時代の社会福祉法人の在り方の検討（2 か年計画）
  - (1) ホームページ、機関誌を通し財務諸表、事業報告書等の公開を進め、経営の透明化を図る
  - (2) 諸規定・マニュアル等に基づくコンプライアンスへの取り組み強化
  - (3) 理事会、常任理事会の機能強化とガバナンスの確保
  - (4) 法人の長期経営戦略の検討及び積立金（内部留保）運用計画の策定
  - (5) 生活困窮者への自立支援など、法人独自の公益事業の検討
  - (6) 様々な雇用形態の創出と障害者雇用の推進
3. 権利擁護の推進
  - (1) 障害者虐待防止法を遵守した予防と発生時の対応
  - (2) 本人活動（自治会等）、苦情解決体制、倫理委員会の推進
  - (3) 権利擁護に関するスーパーバイズ体制の強化および虐待防止研修の実施
  - (4) さいたま市との協定に基づく積極的な虐待被害者の保護・受け入れ
4. 法人事業所の多様な機能を組み合わせたサービス体系の整備
  - (1) 入所、グループホーム、支援つき単身生活など、選択が可能となる様々な暮らしの場の提供
  - (2) 障害者支援施設どうかんにおける有期限有目的入所（ショートステイも含む）、共同生活支援事業所ほからかホームの単身型ホーム、サテライトホームを組み合わせた地域生活への移行支援の推進
  - (3) 障害者支援施設どうかんにおける緊急時の受け入れ態勢の整備と法人支援センターが連動した地域におけるセーフティネットの体制づくり
  - (4) 多機能型事業所ぽとふ館の日中活動支援を通じた、様々な障害のある人たちの社会参加の実現
  - (5) 多機能型事業所ぽとふ館で実施する居宅介護事業、相談支援事業、短期入所事業を組み合わせた在宅支援の取り組み
  - (6) 指定特定相談支援事業所「レタス」、「セロリ」と支援センター「ささぼし」における、計画相談に関する地域相談システムづくり
  - (7) 高次脳機能障害や身体障害のある人たちや知的・身体障害などの重複障害のある人たちの暮らしの場づくりを目指したグループホームの設立準備
5. 人材の育成・確保
  - (1) 平成 27 年度人材確保・育成計画の策定
  - (2) 強度行動障害研修、喀痰研修の受講
  - (3) 処遇改善加算に基づく賃金体系の見直し（2 か年計画）
  - (4) 障害者の雇用促進および法定雇用率の達成（6 月）

6. 地域との共生
  - (1) 自治会活動、施設行事、地域行事、防災訓練等を通じた地元住民との交流
  - (2) 周辺学校との交流事業の継続
  - (3) 岩槻区ゴルフ連盟との交流事業の継続
  - (4) さいたま市市民会議、岩槻区民会議などの市民活動への参加
  - (5) 支援センター「ささぼし」による権利擁護等の市民啓発活動の推進
  
7. 防災対策の強化
  - (1) 新事業所の増設にあわせた総合防災計画の見直しと避難訓練の定期実施
  - (2) さいたま市補助金によるグループホームのスプリンクラー設置（3棟）
  - (3) 大規模災害があった場合の市内の障害児者受け入れ（さいたま市災害時協定）
  
8. 各事業所における家族との連携
  - (1) 事業所ごとの家族会設立
  - (2) 行事等における家族会との協力体制の強化
  - (3) 家族の高齢化にともなう意向確認の継続と、家族会との連携による家族サポートの取り組み